

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催要綱

1. 趣旨

愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号）に規定する愛玩動物看護師の養成に必要な科目や国家試験等の法施行に必要な事項について検討を行うため、「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」（以下「検討会」という。）が開催されている。

愛玩動物看護師の養成に必要な科目等を決定するに当たり、専門的な議論を行う場として検討会の下にワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置する。

2. 検討事項

WTにおける検討内容は、次のとおりとする。

- (1) 大学及び養成所において履修すべき科目
- (2) 受験資格の特例（対象範囲、講習会等）
- (3) 国家試験及び予備試験（出題範囲、出題方式、出題数等）
- (4) その他法の施行に関し必要な事項

3. 構成等

- (1) WT の構成員は、上記検討事項に関する学識経験者等で構成し、別添のとおりとする。
- (2) WT にワーキングチーム座長（以下「WT 座長」という。）を置くものとし、WT 座長は検討会座長が務めるものとする。
- (3) WT 座長は WT の議事運営に当たる。
- (4) WT 座長に事故があるときは、WT 座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。
- (5) 検討事項と関係のある者を WT 座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。

4. 公開等

- (1) WT は原則として公開する。ただし、公開することにより、特定の者に利益又は不利益をもたらし、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、WT 座長の決するところにより、非公開とすることができます。
- (2) WT の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。ただし、会議を非公開とした場合には、資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。開示範囲については、事務局が案を作成して、WT 座長の承認を得るものとする。

5. その他

- (1) WT の事務局は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室が行うこととする。
- (2) その他、WT の運営に関し必要な事項は WT 座長が定める。

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム構成員名簿

(50 音順、敬称略)

| 氏名 | 所属・役職 |
|---------|---------------------------|
| 青木 理子 | 大阪ペピイ動物看護専門学校副校長 |
| 石岡 克己 | 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授 |
| 東海林 克彦 | 公益社団法人 日本愛玩動物協会会长 |
| 滝口 満喜 | 国立大学法人 北海道大学大学院獣医学研究院教授 |
| ○ 西村 亮平 | 国立大学法人 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| 水越 美奈 | 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授 |

○ 座長